

訪問看護・介護予防訪問看護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社こばやしが開設する訪問看護ステーション こばやし（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員その他の従業者（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治の医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

② 名称 訪問看護ステーション こばやし

② 所在地 914-0137 福井県敦賀市ひばりヶ丘町1057番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1人（常勤）

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも指定訪問看護の提供に当たる。

② 訪問看護員 常勤換算2.5人以上

看護職員等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

② 営業時間 午前8時00分から午後6時00分までとする。

③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

① 病状・障害の観察

② 清拭・洗髪等による清潔の保持

③ 食事および排泄等日常生活の世話

④ 褥瘡の予防・処置

⑤ リハビリテーション

⑥ ターミナルケア

⑦ 認知症患者の看護

⑧ 療養生活や介護方法の指導

⑨ カテーテル等の管理

⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときには、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 死後の処置料は15,000円とする。

3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、福井県敦賀市とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(相談・苦情対応)

第10条 利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応する。

☆ 当事業所担当窓口 小林大阿 電話 0770-23-1605

☆ 敦賀市役所 長寿福祉課担当窓口 電話 0770-22-8180

☆ 福井県国民健康保険団体連合会 電話 0776-57-1614

(虐待の防止について)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 訪問看護事業所は、訪問看護師等の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとした、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 繼続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後ににおいてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含む。

4 苦情相談記録や事故状況およびその際の処理等を記録し、5年間保存する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社こばやしの代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて決するものとする。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和6年5月1日から施行する。

この改正規程は、令和6年9月24日から施行する。